

令和5年11月

原子力発電等に関する要請書

原子力発電関係団体協議会



会長	北海道知事	鈴木	直道
副会長	愛媛県知事	中村	時広
	青森県知事	下宮	宗一郎
	宮城県知事	井村	嘉浩
	福島県知事	内堀	雅雄
	茨城県知事	大井川	和彦
	新潟県知事	花角	英世
	石川県知事	馳	浩
	福井県知事	杉本	達治
	島根県知事	丸山	達也
	山口県知事	岡村	嗣政
	佐賀県知事	山口	祥義
	鹿児島県知事	塩田	康一

はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故から12年半余りが経過したが、今なお多くの住民が避難を続けており、事態の早期収束に向けた取組が強く求められている。

こうした中で、福島第一原子力発電所の廃止措置については、国が前面に立ち、より一層安全確保に係る体制を強化し、着実に進めることが必要である。

また、現に原子力施設が立地している道県においては、地域住民の安全の確保が何よりも重要な課題となっている。原子力規制委員会においては、新規制基準への適合性審査を厳正かつ迅速に行うとともに、その結果について、責任を持って国民及び関係自治体に明確に説明することが求められている。

併せて、原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講ずることとされる対策については、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。特に、平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

一方、令和3年に策定された第6次エネルギー基本計画において2030年度のエネルギー需給の見通しにおける原子力発電比率が示されたほか、令和5年2月には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組として、運転期間の延長や次世代革新炉の開発・建設など原子力を最大限活用する方針が新たに示され、令和5年5月31日に「GX脱炭素電源法」が成立している。これらについては、国民の十分な理解を得ていくことが極めて重要であることから、国が責任を持って、国民に分かりやすく丁寧な説明を行う必要がある。

当協議会は、原子力施設立地道県という立場から、現時点において国が責任を持って早急に取り組むべき事項について、次のとおり要請する。

目 次

I 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る対策について	P1-2
II 原子力施設の安全対策について	
1 実効性ある原子力規制の実施と国の説明責任について	P3-5
(1)新規制基準等に関する事項	
(2)安全規制の実施に関する事項	
(3)原子力規制委員会に関する事項	
2 原子力発電所の安全性及び再稼働等の判断に係る国の責任について	P5-6
III 原子力防災対策について	
1 原子力防災体制の強化について	P6-9
(1)原子力災害対策指針に関する事項	
(2)原子力防災体制の確立に関する事項	
(3)原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処に関する事項	
(4)航空機落下及びテロの未然防止に関する事項	
2 具体的な原子力防災対策について	P9-12
(1)避難対策に関する事項	
(2)放射線モニタリング体制に関する事項	
3 原子力災害医療について	P12-15
4 財政支援に関すること	P15-16
IV 原子力政策について	
1 原子力発電の位置付けについて	P17-18
2 使用済燃料対策について	P18
3 高レベル放射性廃棄物等に係る最終処分地の早期選定について	P18-19
4 原子力に関する人材育成及び技術の維持・強化について	P19
5 国民への継続的な情報提供について	P19
6 電力システム改革等への対応について	P19-20
7 原子力損害賠償制度の見直しについて	P20
V 地域振興について	
1 立地地域における緊急経済・雇用対策について	P20
2 電源地域振興対策の拡充について	P20-22
(1)電源三法交付金に関する事項	
(2)税制を含む総合的な地域振興施策に関する事項	

I 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る対策について

福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組が安全かつ着実に進められることが被災地の復興の大前提であり、今なお、避難を続けている国民が多数いることを重く受け止め、事態の早期収束・廃止措置の早期完了に向け、国内外の英知を結集し、国が前面に立ち、責任を持って取り組むとともに、これら避難を続けている人々に対する適切な支援や除染等の着実な実施、各産業分野における風評の払拭、原子力災害の風化防止対策など、政府一丸となって取り組むこと。

廃止措置を進めるに当たっては、以下の事項が達成されるよう東京電力に強く求めるとともに、国としても、指導・監督を徹底し主体的に取り組むこと。

- ① 地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化に取り組み、より一層の安全確保に努めること。
- ② A L P S 处理水の取扱いについては、基本方針の決定以降の取組などを踏まえて、先般、海洋放出の実施に至ったところであるが、今後、数十年の長期にわたり放出の継続が見込まれており、特定の地域・産業に限らず、新たな風評被害が懸念されることから、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって、追加対策や支援内容の見直しも含め、万全な対策を講じるとともに、関係団体や自治体等の理解と納得が得られるよう丁寧な説明と真摯な対話を継続して行い、信頼関係を構築し、最後まで責任を持って着実に取り組むこと。

また、処理水放出に伴う中国政府による日本産水産物の輸入停止措置は、漁業をはじめ関連産業に大きな影響を及ぼしていることから、国は、中国政府との外交上の対応による輸入停止措置の即時撤廃や、関係者が被る全損失への責任を持った対応などの万全な対策を講じること。

タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者を始め関係団体や自治体などの立会いによる広くきめ細かな環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。併せて、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に努めることに加え、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。さらに、処理水の元となる汚染水発生量の低減が重要であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、様々な知見や手

法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと。

トリチウムを始め処理水に含まれる放射性物質に関する科学的な性質やデータ、国内外におけるトリチウム等の処分状況、希釈放出設備の運転状況、令和5年7月に公表されたIAEAの包括報告書の内容や環境モニタリングの結果など、科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報を広く国内外に継続的、積極的に発信するとともに、情報の発信に当たっては、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努めるなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。併せて、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。また、こうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

- ③ 使用済燃料の取り出しに向けた原子炉建屋の解体、がれき撤去などの放射性物質が飛散する可能性がある作業や廃棄物処理設備の運用等においては、飛散防止対策と放射線モニタリングを徹底して行うこと。
- ④ 今後も被ばくリスクの高い作業が行われる予定であるため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、一層の管理や低減対策を徹底すること。

また、作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境を整備すること。

- ⑤ 廃止措置に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。
- ⑥ 迅速かつ正確な通報・連絡、情報公開の徹底はもとより、廃止措置に向けた取組状況等について、国民に分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

《内閣官房》《内閣府》《経済産業省》《環境省》《原子力規制委員会》

II 原子力施設の安全対策について

1 実効性ある原子力規制の実施と国の説明責任について

(1) 新規制基準等に関する事項

新規制基準等に関する以下の事項に取り組むとともに、その内容を国民及び関係自治体に分かりやすく説明すること。

なお、新たな規制要求を行う際にも、同様に説明を行うこと。

- ① 福島第一原子力発電所の事故の原因や対応を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括すること。加えて、原子力施設の安全性向上のため、国内外における最新の知見を収集するとともに、安全研究に取り組み、関係機関や学会、専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行い、手続きを明確にした上で、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。
- ② 原子力規制上の安全目標については、設定の考え方や意味、新規制基準との関係などを明らかにするとともに、継続的に検討を行うこと。

(2) 安全規制の実施に関する事項

安全規制の実施に関する以下の事項に取り組むとともに、評価・審査の結果について国民及び関係自治体に分かりやすく説明し、安全対策等の実施主体である事業者に対し厳正な指導・監督を行うこと。

- ① 事故は起こり得るものとの前提に立ち、たとえ重大事故が発生したとしても放射性物質の大量放出を伴う事態を生じさせないよう、深層防護、多重防護を徹底し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。
- ② 原子力規制委員会における評価・審査に当たっては、審査方法を明確にした上で幅広い分野の専門家の意見を聞くとともに、国及び事業者の調査結果や蓄積されたデータを踏まえ、科学的・技術的根拠に基づき判断すること。

特に、敷地内破碎帯の評価については、基準を明確にするとともに、国として構造地質学や地震研究など幅広い分野の専門家による体制を整備し、責任を持って対応すること。

また、東日本大震災等の巨大地震や大津波により大きな影響を受けた原子力発電所については、施設の健全性を考慮した審査を行うこと。

- ③ 事業者による核物質防護に関する取組について、より厳格に指導すること。また、核物質防護上の問題が発生した場合、当該事業者の管理能力を評価し、結果を公表すること。さらに、国や事業者による情報公開の在り方を検討すること。
- ④ 事業者に対し、最低限の規制要求事項を満たすだけでなく、安全性向上の評価を含め、更なる安全性の向上と安全文化の醸成に向けた自主的かつ継続的な取組を行うよう促すこと。

また、原子力施設における安全性を確保する観点から、感染症対策に万全を期すよう促すこと。
- さらに、研究開発施設等においても、放射性物質の管理や取扱いなどに係る安全管理体制の厳格化を促すこと。
- ⑤ 長期間停止した原子力発電所の再稼働に当たっては、原子力規制検査において、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳正な根拠確認及び立会確認を行うこと。
- ⑥ 高経年化対策及び運転期間延長認可の制度について、科学的・技術的根拠を明確に示すとともに、審査結果について国民に不安を与えることのないよう、分かりやすく丁寧に説明すること。

また、高経年化原子炉に関する新たな安全規制については、具体的な審査基準を科学的・技術的根拠とともに明確に示した上で、運転延長の間の安全性について、規制制度の全体像と併せて国民に分かりやすく丁寧に説明すること。
- 併せて、原子炉圧力容器の照射脆化の研究を始めとした高経年化対策に関する技術情報基盤の整備や安全研究の一層の推進を図り、最新の知見に基づく不断の検討を重ね、高経年化原子炉の安全確保に万全を期すこと。
- ⑦ 国の「今後の原子力政策の方向性と行動指針」で示されている運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等については、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。
- ⑧ 原子炉の廃止措置が安全かつ着実に進められるよう、原子炉本体の解体技術などの高度化に努めるとともに、廃止措置計画を厳正に審査し、廃止措置の工程や周辺環境への影響等の審査結果について、住民及び地元自治体に丁寧な説明を行うこと。さらに、廃止措置の実施に当たっては、高速炉も含め安全確保に万全を期すとともに、検査等の結果について住民及び関係自治体に丁寧な説明を行うこと。

(3) 原子力規制委員会に関する事項

① 原子力規制委員会については、様々な指摘や提言を踏まえ、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、立地自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、関係省庁、関係自治体、関係団体等との意思疎通を図るとともに、外部評価機関の新設など、組織の健全性や信頼性を評価、改善できる仕組みを構築すること。

② 原子力施設に係る新規制基準への適合性審査については、設備運用に係るソフト面の規制を含め厳正かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図ること。

また、既に適合性確認申請がなされている原子力施設について、審査の長期化は住民の不安につながることから、審査手順の改善等を図るとともに、安全性の確保のため施設と地震・津波に関する審査を遅滞なく着実に実施すること。

③ 原子力規制検査制度については、書面を中心とした審査だけではなく、現場を重視した実効性ある安全規制を進めるとともに、検査官の検査技術の維持・向上及び厳正かつ厳格な検査の実施に努めること。また、検査結果も含め、責任を持って国民及び関係自治体に分かりやすく、かつ丁寧に説明すること。併せて、関係自治体の意見も踏まえ、継続的な改善に努めること。

④ 現地の規制事務所の人員体制については、事故制圧・防災体制を一層強化するため、抜本的に充実強化すること。

《内閣官房》《文部科学省》《経済産業省》《原子力規制委員会》

2 原子力発電所の安全性及び再稼働等の判断に係る国の責任について

① 原子力施設に係る新規制基準や適合性審査の状況・結果等については、関係自治体の要望を踏まえ、原子力規制委員会の然るべき責任のある立場の者が、具体的な手順等を明示した上で自ら主体的に説明することに加え、その内容について分かりやすく公表し、問合せ窓口を設置することなどにより、国民及び関係自治体の理解促進に努めること。

特に、新規制基準において、猶予期間が設けられた対策については、その理由を明確に説明すること。

- ② 原子力施設の安全性については、新規制基準への適合性審査の結果だけでなく、万一の事故や原子力災害に係る国の対策の状況、事業者の運営能力など総合的な観点から判断するとともに、その理由を国民及び関係自治体に十分に説明すること。
- ③ 原子力発電所の再稼働及び高経年化原子炉の運転延長については、追加的に延長を認める期間を含め、具体的な手続き及び基準を明確に示した上で、エネルギー政策上の重要性や必要性等も十分に考慮し、国が一体となって責任を持った判断をするとともに、その経緯や結果について、国政を預かる立場の者が国民及び関係自治体に十分に説明し、理解を得るよう、国として主体的に取り組むこと。
なお、説明に要する費用は国が負担すること。
- ④ 万が一事故が起きた場合には、国は、被災者への賠償を含め、責任を持って対処すること。
- ⑤ 原子力施設における事故やトラブルの情報については、国が国民及び関係自治体に対する説明責任を十分に果たすこと。

《内閣官房》《内閣府》《文部科学省》《経済産業省》《原子力規制委員会》

III 原子力防災対策について

1 原子力防災体制の強化について

(1) 原子力災害対策指針に関する事項

原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定していくこと。また、改定の際には事前に関係自治体等に説明し、聴取した意見を適切に反映していくこと。

- ① 福島第一原子力発電所の事故で30km以遠にも被害が及んだことを踏まえ、UPZ外の自治体でも緊急時の円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策について改めて検討を行うこと。
- ② 原子力災害対策指針の防護措置について、段階的な避難や屋内退避の有効性などの考え方を、国民に対し、放射線による被ばくの影響を含め、科学的・技術的根拠に基づき丁寧に分かりやすく説明すること。

特に、屋内退避については、鉄筋コンクリート構造で陽圧化した放射線防護対策施設に加え、木造住宅を含む一般住宅においても、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示すこと。

- ③ 発電用原子炉以外の原子力施設に係る防護措置の具体的な判断手順を速やかに示すこと。

(2) 原子力防災体制の確立に関する事項

- ① 関係自治体の意見を踏まえ、複合災害や過酷事故を想定し、原子力防災対策を充実させること。また、災害対策における自治体の役割の重要性を踏まえ、関係自治体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備も含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。
- ② 防災業務関係者の安全確保のため、現在放射線防護に係る基準が法令で定められていない緊急時の防災業務関係者について、適用すべき基準を速やかに法令で定めること。
- ③ 重大事故に備え、自衛隊、消防などの実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンサイト対策に必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、迅速な対応が図られるよう、原子力発電所外においても被ばくに関する規制を設けるなどの法制度の見直しや、オンサイト対策及びオフサイト対策に必要な特殊部隊の創設などを検討すること。

- ④ 事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法整備など、国の体制整備に取り組むこと。
- ⑤ 原子力緊急事態支援組織に対して、全国の発電所において実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。
- ⑥ オフサイトセンターについて、法令又はガイドラインに国が設置や運営の主体であることを明記するとともに、機能班に配属される各職員の役割を明確にすること。
- ⑦ 地方自治体職員やバス事業者等民間事業者への原子力防災研修について、国の責任において実施するとともにその内容を充実すること。

- ⑧ 国は、関係自治体が実施する原子力防災訓練をより実効性のあるものとするため、オフサイトセンターへの関係要員の派遣など、地域からの支援要請に積極的に対応すること。また、事故の際に円滑に対応できるよう、原子力災害現地対策本部長を含め関係要員は、平時から現地の状況確認に努めること。
- ⑨ 原子力防災体制の確立に当たり省庁横断的に進める必要がある対策について、国は地域原子力防災協議会において、各地域の取組状況を把握し、具体的な対策を提示するなど、地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。
- また、住民の安全確保のための課題について、立地地域の意見をよく聴いた上で、真に関係省庁が連携し、各地域の避難計画等の実効性を確保するための支援体制の整備など、引き続き国が責任を持って取り組む仕組みを構築すること。
- ⑩ 原子力発電所の所在地域及びその周辺において情報収集事態や警戒事態に相当する地震や津波等の自然災害が発生した際、E A Lに至らない原子力施設の故障等についても、健全性が劣化している発電所の特別な状態を考慮し、周辺地域への影響や事象進展の見込み等を関係自治体に情報提供とともに、国民に丁寧な説明を行うこと。

(3) 原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処に関する事項

令和4年3月からのウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃等については、原子力施設の安全と核セキュリティを脅かし、我が国の原子力施設の立地地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を推進すること。

原子力施設への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

加えて、原子力施設に対するミサイル攻撃が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に努めること。

併せて、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、原子力安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を國民に明らかにすること。

また、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

(4) 航空機落下及びテロの未然防止に関する事項

- ① 航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、早急に法制化又は諸規制を行うこと。
- ② 原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。

《内閣官房》《内閣府》《警察庁》《総務省》《外務省》《厚生労働省》
《国土交通省》《海上保安庁》《環境省》《原子力規制委員会》《防衛省》

2 具体的な原子力防災対策について

(1) 避難対策に関する事項

- ① 屋内退避の期間や屋内退避中の換気、屋内退避指示の解除に係る考え方、耐震性を備えた屋内退避施設の整備や家屋が倒壊した場合の対応などについて、地方自治体の意見を十分に聴いた上で、原子力災害対策指針や防災関係マニュアルに反映し速やかに示すこと。
- ② 避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、地方自治体の意見を聴きつつ、国が主体となって早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。また、避難路については、地方負担を求めず国が責任をもって整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。
- ③ 県境を越えるなどの広域避難について、国が主体的に関係自治体や運輸事業者等と調整を行い、避難先・具体的な避難手段の確保及びその要請の仕組みを構築すること。また、広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。さらに、避難先への迅速な人的支援や、避難受入に必要となる資

機材等の具体的な整備基準の策定、国による大規模備蓄施設の整備など、物的支援ができる体制に加え、避難の長期化も想定した、みなし仮設住宅などの住宅確保の体制を構築すること。

- ④ 避難行動要支援者の避難体制について、地域原子力防災協議会における検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる医療機関や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる具体的な支援体制を確立すること。

また、自治体が進める避難訓練や研修・説明会等の避難行動要支援者の避難対象施設に対する取組について、必要な支援・協力をを行うこと。

さらに、原子力災害対策指針において、施設敷地緊急事態要避難者として明記された妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等についても、円滑に避難できる体制を構築すること。

UP Z外の社会福祉施設等において、UP Z内施設の利用者を避難先として受け入れる場合は、定員超過での受け入れや費用負担の特例に係る必要な措置を講じること。

- ⑤ 民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- ⑥ 冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

特に、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化について、国土交通省が設置する冬期道路交通確保対策検討委員会の検討結果を踏まえ、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。

- ⑦ 離島・半島、山間地、豪雪地については、自然災害等による集落の孤立化が想定されるため、必要とされる放射線防護対策施設の確保や実動組織による確実な支援体制など、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。
- ⑧ 避難住民や避難車両、船舶等に対する避難退域時検査及び除染について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、その方法や実施場所選定に係る基準、人員体制、資機材の配備、汚染水処理などの運営方法等を整え、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。

また、検査及び除染に必要な資機材を各立地地域等に整備し、国が災害時に自治体を支援するための体制を整備すること。

併せて、避難先となる地方自治体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

- ⑨ 避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- ⑩ 原子力災害時において円滑な住民避難を行うため、国は、発電所の状況や避難情報、交通規制、渋滞状況など関係機関等がそれぞれ提供する情報を集約したポータルサイトを立ち上げるとともに、アクセス輻輳による閲覧障害が生じないよう十分な能力のサーバを設置するなど、住民への的確に情報が伝わるよう必要な対策を講じること。

また、都道府県を越えた避難も想定されることから、住民受付や避難先等の情報管理を行うことができる全国共通システム等の整備を図ること。

- ⑪ 避難や屋内退避等における感染症対策については、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」等により方針が示されているが、感染症に係る最新の専門的知見等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うなど、引き続き、必要な対策を講じるとともに、放射線防護対策施設やオフサイトセンターでの感染症対策についてもより具体的に示すこと。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されており、必要な見直しを行うこと。

(2) 放射線モニタリング体制に関する事項

- ① 原子力発電所周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、専門家を交えた議論の場においてモニタリングに関する指針を継続的に見直すとともに、関係自治体に丁寧かつ速やかに説明すること。

特に、平常時モニタリングについては、関係自治体が事業者等との協定などに基づき実施している経緯を尊重し、国が指針等を見直す場合や測定結果を独自に利用

する場合は、事前に根拠や理由を示し、関係自治体の理解を十分得た上で進めるこ
と。

さらに、国において検討されている放射線モニタリングデータ収集ネットワーク
システム（仮称）の強化・効率化については、協定などに基づく現行の放射線監視
体制に支障が生じないようにすること。

- ② 緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極め
て重要であることから、国は、事前に関係自治体の理解を得た上で、自治体や事業
者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員
計画、避難ルートとなる海上も含めたモニタリング体制等を速やかに示し、緊急時
モニタリング計画の策定及び改正を支援すること。
- ③ 上席放射線防災専門官を原子力施設の立地地域毎に複数名配置するとともに、資
機材を早急に整備するなど、災害発生時において緊急時モニタリングセンターが確
実に機能する仕組みを構築すること。
- ④ U P Z 外の緊急時モニタリングについては、国の責任において、地域の実情に応
じた機動的なモニタリングの実施体制を確保するとともに、環境放射能水準調査の
モニタリングポストを増設するなど、放射線の状況を確実に把握できる体制を構築
し、実施方法等を具体的に示すこと。

また、海域や空域等の広域モニタリングの実施体制等を明確に示すとともに、海
洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

- ⑤ 緊急時のモニタリング結果については、国が責任を持って住民に速やかに分かり
やすくかつ丁寧に公表すること。

《内閣官房》《内閣府》《警察庁》《総務省》《消防庁》《文部科学省》
《厚生労働省》《国土交通省》《海上保安庁》《環境省》《原子力規制委員会》

3 原子力災害医療について

- ① 原子力災害医療体制の整備に当たり、「救護所等で行うスクリーニング」と「避
難退域時検査」の目的・役割・人員体制等を明確にした上で、被ばく傷病者の搬送
体制を含め、緊急時に国、地方自治体、事業者、医療機関等が連携して適切に対応
できるよう必要な対策を具体的に整理し、対応マニュアルを早急に作成すること。

② 原子力災害発生時における原子力災害医療派遣チームの指揮命令系統の確立や被災自治体へのチーム派遣の意思決定、被災自治体への個別・具体的な支援等について、被害や影響の大きさ等を考慮し、国も責任を持って主体的に取り組むこと。

また、複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームとDMA T等の医療チームの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を地方自治体、原子力災害拠点病院及びDMA T指定医療機関等の意見を聴きながら行うこと。

③ 安定ヨウ素剤の事前配布体制の整備に当たり、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行うほか、医療用医薬品としての位置付けや説明会における医師の関与について見直すなど、住民や自治体の負担を軽減すること。

また、配布を円滑に行うため、国の責任において、学校等の健康診断時に服用の可否を把握する体制を整えること。

さらに、感染症対策を踏まえた安定ヨウ素剤の具体的な事前配布方法を示し、原子力災害対策指針等に明記すること。

④ 安定ヨウ素剤の配布後も、地方自治体において薬剤の更新業務が継続的に発生するため、住民や自治体の負担が軽減されるよう、原子力災害対策指針において定められた薬局を活用した配布方式の早期導入に向けた環境整備を早急に行うほか、対象者の状況に応じた医師問診の省略や郵送による配布など更なる手続きの簡略化を図ること。

また、転出や死亡、使用期限切れ等により不要となった薬剤については、配布自治体の回収努力にも限界があるため、本人又は家族によって廃棄処分できるよう手続きの簡略化を図るなど、国において実効性のある方法を示すこと。

併せて、丸剤の使用期限の延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援するなど、実現に向け関係省庁が責任を持って対応すること。

⑤ 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方自治体の判断を尊重し、PAZの内外にかかわらず必要な支援を行うことを原子力災害対策指針に明記すること。

また、備蓄する区域についても、地方自治体の判断を尊重し、UPZの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。

⑥ 原子力災害発生時の配布について、住民が適時・適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう、地方自治体の事情を十分に聴取の上、PAZ外の取扱いや丸剤の服用が困

難な者への対応を含め具体的な方法を明らかにし、早急にマニュアルを充実すること。また、未就学児まで服用できるようゼリー剤の対象年齢を拡大するとともに、丸剤の服用が困難な者が適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう既存のゼリー剤の増産や、3歳以上の服用量に合わせたゼリー剤の製造、水がなくても服用可能な薬剤の開発に積極的かつ早急に取り組むこと。

また、事業者や自衛隊等による配布に係る人員確保の体制を整備すること。

- ⑦ 安定ヨウ素剤の服用に係る住民不安や過度な混乱を防ぐため、原子力規制委員会による服用の判断根拠を示すとともに、年齢による服用効果の違いなど、原子力災害対策指針の改正内容を踏まえた住民への広報について、国が主体的に行うこと。

また、薬剤に関する正しい知識の啓発を行い、国において服用可否や副作用など医学的な相談に対応する窓口を運営するとともに、副作用や誤飲等による事故が発生した際に簡易な手続きで補償を受けることが可能な制度を創設すること。

- ⑧ 原子力施設における事故が発生した後の住民の被ばく評価を含めた健康管理について、統一的な基準に基づくマニュアルを早急に作成すること。

- ⑨ 「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」において、実施主体となる道府県による実施計画の策定が位置付けられたが、測定結果に基づく甲状腺被ばく線量の推定方法や測定データの管理方法、住民への説明の在り方など、実施の意義・目的に関わる多くの事項が、未だ検討されていない状況となっている。これら実施体制構築に必要となる検討課題については、国が地方自治体の意見を取り入れながら早期に検討を進めること。

- ⑩ 甲状腺の詳細測定について、現在開発中の可搬型の測定機器の実用化見込みを早期に示すとともに、実用化前の詳細測定について、国が車載のホールボディカウンタを避難所に投入するなど、地方自治体の負担を軽減する具体的な対応策を講じること。

- ⑪ 被災自治体においては、緊急時に様々な業務が集中し、短期間での対応が必要な甲状腺の測定体制への更なる人員確保は困難なため、全国的な測定要員の体制構築について、国が主導して進めること。

また、特に全国的な応援体制が想定される電力事業者に対しては、事業者内での研修実施により要員の測定対応の知識・技能の習得を行うよう国が指導するなど、広域的な人材確保・育成に取り組むこと。

- ⑫ 感染症の感染拡大時において、原子力災害時に主体的に治療、除染等の役割を担う原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関でのクラスター発生の可能性も

否定できないことから、具体的な対応策について検討し、早急に対応方針を定めること。

《内閣府》《文部科学省》《厚生労働省》《原子力規制委員会》

4 財政支援に関すること

原子力防災体制の見直しにより地方自治体が実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、地方自治体の意見を聴きつつ、以下のとおり適切な財政支援及び人的支援を行うこと。

なお、財源の配分に当たっては、考え方を十分に示すこと。

① 原子力施設の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策については、UPZの内外にかかわらず、必要な財源措置を行うこと。

② 原子力防災関連施設や一時的な屋内退避施設、医療機関、社会福祉施設等の放射線防護対策の強化については、気密性の確保など放射線防護対策に係る科学的・技術的根拠を示すとともに、関係自治体が必要と判断したものについては、原子力災害対策重点区域内の全ての区域で実施できるよう、原子力災害対策事業費補助金の対象範囲を拡大するなどの必要な財政措置を行い、早期に適切な防災対策が講じられるようにすること。

さらに、放射線防護対策施設の維持管理等に係る経費については、フィルターの劣化管理など整備した設備の維持管理基準を明確にした上で、必要な予算枠を確保し、地方自治体に配分すること。

加えて、固定資産税が課税されている法人が所有する介護施設等が放射線防護対策用の設備を設置した場合、固定資産税負担額が増大することが課題となっていることから、負担が生じないよう環境の整備に取り組むこと。

③ 原子力防災対策に必要な資機材や備蓄品の配備及び維持管理、一般住民や避難行動要支援者等の円滑な避難に係る道路や港湾等のインフラやシステムの整備及び除雪を含む維持管理、計画や防災関係マニュアル等の作成や周知のための研修・説明会及び各種訓練に係る経費について、支援を拡充するとともに十分な財政措置を行うこと。

また、関係自治体は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等により、原子力防災対策に必要な措置を講じているが、体制整備のために必要となる人員確保等の

必要経費は十分な財政措置がなされていないことから、職員人件費を含め必要経費の全額を財政措置すること。

併せて、安定ヨウ素剤の事前配布や緊急配布等に必要な経費について十分な財政措置を行うとともに、原子力災害医療協力機関等に対する間接補助が可能となるよう現行の交付金運用を見直すこと。

- ④ 原子力災害拠点病院等については、研修・訓練の実施や原子力災害医療派遣チームの保有など医療機関の負担増なども踏まえ、関係医療機関等の協力が得られるよう、平時からの体制整備について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の弾力的運用や別枠を設けることなどを含め、必要な財政支援措置を早急に講じること。

併せて、資機材の備蓄や施設整備、医療従事者の確保、中長期的な視点での人材育成等に関して、財政措置も含めた支援を強化すること。

- ⑤ 広域避難体制を整備するために、UPZ外における避難先の確保や避難所としての設備の整備、運営及び備蓄品の確保に必要な予算枠の確保を図ること。

- ⑥ モニタリング機材の整備については、国が整備の考え方や基本仕様を提示するとともに、各自治体が事業者との協定などに基づきこれまで長きにわたって実施してきたモニタリング体制整備の経緯を踏まえ、引き続き交付対象とすることを交付規則に明記し、地域の実情に応じた整備が確実に図られるよう、十分な財政措置を行うこと。福島第一原子力発電所の事故以降、各地方自治体においては、モニタリングの強化を図り、多大な負担を強いられてきているところであり、「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」及び「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」の改訂等に伴う追加機材も含めて、当該整備及び維持管理に係る必要経費については、地方自治体の新たな負担にならないよう交付金の総額及び限度額の増額や、別枠を設けるなど、適切かつ柔軟な財政支援を行うこと。

なお、財政支援に当たっては、放射線モニタリングに係る交付金の統合時に、交付限度額の十分な引上げが行われなかつたため不足が生じている現状に鑑み、別枠予算の確保、交付限度額の引上げ等により抜本的に改善するとともに、特に臨時交付金などで大規模な機器整備を行つた機材の更新時期を十分考慮し、各自治体の意見を十分聴いた上で、制度改正等を行うこと。

- ⑦ 原子力災害発生時における感染症対策や避難先で必要とされる救急医療等を実施するための必要な予算を確保すること。

《内閣官房》《内閣府》《財務省》《厚生労働省》《国土交通省》《環境省》
《原子力規制委員会》

IV 原子力政策について

1 原子力発電の位置付けについて

① 第6次エネルギー基本計画において、原子力発電については、福島第一原子力発電所事故の経験を教訓に、「安全性を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」とする一方、2030年に向けては、安全確保を大前提に再稼働を進め、電源構成に占める原子力比率を20～22%とし、2050年カーボンニュートラル実現に向け、「国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく」方針が示されている。また、原子力委員会では、長期的な方向性を示唆する「原子力利用に関する基本的考え方」を令和5年2月に改定したところである。加えて、同月には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組として、運転期間の延長や次世代革新炉の開発・建設など原子力を最大限活用する方針が新たに示され、令和5年5月31日に「GX脱炭素電源法」が成立している。国は、こうした状況や、立地地域の経緯、現状、意向を十分踏まえ、エネルギー政策の諸課題について議論を深めるとともに、その過程を含め、国のエネルギー政策における原子力発電の位置付けや将来像を明確にして、国民に分かりやすく説明すること。

また、このように原子力活用の新たな方針が示されたことから、エネルギー需給に関する施策の基本的方針を定めるエネルギー基本計画の改定に早期に着手すること。

② 核燃料サイクルについては、第6次エネルギー基本計画では、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場について、「安全確保を大前提に、関係事業者による支援も含め、これらの施設の竣工と操業に向けた準備を官民一体で進める」としている中、再処理工場の竣工時期が再度延期される事態となっており、国がこれまで以上に前面に立って取組を進めるとともに、進捗状況等について国民に説明すること。

また、高速炉開発については、国が責任を持って具体的な方針を早期に、明確かつ科学的に示すこと。

併せて、使用済MOX燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を速やかに示すこと。

- ③ 原子力を巡る諸問題に関しては、国内での取組に加えて国際的連携の強化を図り、日本がリーダーシップを發揮して解決に向けた道筋を検討すること。
《内閣官房》《内閣府》《文部科学省》《経済産業省》《原子力規制委員会》

2 使用済燃料対策について

使用済燃料対策については、原子力施設立地地域だけの問題ではなく、電力を消費する国民全体の問題である。国はエネルギー基本計画において「使用済燃料対策について、前面に立って主体的に対応」していくとしており、その取組を着実に進めること。

また、使用済燃料貯蔵は、再処理までの一時的な保管であることを明確にした上で、乾式貯蔵などの安全性も含め国民に分かりやすく説明すること。加えて、核燃料サイクル施策との密接な連携など、中長期的な課題への対応についても検討を進めること。

なお、試験研究炉の使用済燃料についても、一時的な貯蔵であるにもかかわらず、具体的な搬出計画がない状況では、敷地内での貯蔵の長期化が懸念されることから、国は、事業者とともに、搬出に向けた具体的な道筋を示すこと。

《内閣府》《文部科学省》《経済産業省》《原子力規制委員会》

3 高レベル放射性廃棄物等に係る最終処分地の早期選定について

- ① 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の施行から23年が経過したが、未だ最終処分地の選定には至っていない状況にあるほか、現在保管されている高レベル放射性廃棄物のうち、初期に搬入したものは、一時貯蔵管理期間30年間から50年間に對し、28年が経過していることから、早期選定に向け、取組を一層加速すること。
- ② 国は「原子力基本法」に、最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策を講ずることを原子力利用に関する基本的施策として規定したが、最終処分地の選定の問題は、原子力施設の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、国が前面に立ち、全国において、最終処分事業の理解促進に一層努めることはもちろんのこと、国と関係自治体との協議の場の設置や関心地域への国からの段階的な申入れ等については、全国の自治体を対象に具体的な進め方を明確に示し、地域それぞれの実情を十分に踏まえ、詳細説明を行った上で、誠実かつ慎重に進めること。
- ③ 地層処分に関しては、廃棄物の減容化や有害度低減に係る技術開発の推進及びそ

の情報発信を行うなどの取組を加速させること。

- ④ 原子力発電所の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても、早期に最終処分を行うため、国は、国民の理解促進に努めるとともに、事業者に対して取組の加速を促すなど、積極的に取り組むこと。

《内閣府》《文部科学省》《経済産業省》《原子力規制委員会》

4 原子力に関する人材育成及び技術の維持・強化について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国が、中長期的な視点で原子力分野の人材育成等に取り組むこと。

特に、試験研究炉等の研究開発施設について、人材育成や研究開発のための基盤整備に向けた長期的な方針を具体的に示すとともに、高経年化対策を始めとする安全対策や廃止措置、放射性廃棄物の処理処分などを含めた予算・人材の十分な確保を図ること。

《内閣府》《文部科学省》《経済産業省》《原子力規制委員会》

5 国民への継続的な情報提供について

原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、電力を消費する国民全体の問題として国が丁寧に説明し、意見を聴き、理解と信頼を得ることが重要であることから、原子力施設の安全性に関する説明や情報提供はもとより、我が国のエネルギー政策における原子力発電やプルサーマル計画、高速炉開発を含む核燃料サイクルの位置付け等に関しても、その検討状況を含め、継続的な理解活動に取り組み、国民の信頼確保と安心の醸成に努めること。

また、原子力を始め様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実すること。

《内閣府》《文部科学省》《経済産業省》《原子力規制委員会》

6 電力システム改革等への対応について

電力システム改革により競争が進展した環境下においても、安全確保を前提に、原子力発電所や核燃料サイクル施設の安定的な事業基盤が確保されるよう、実施主体の確保、安全対策への投資、事故時や原子力発電所の廃止措置の責任の所在の明確化等の課

題について、国の責任のもと、対応策を明らかにするとともに、必要な施策を早急に実施すること。

また、原子力発電を含む電力事業は、立地地域はもとより国民の信頼を得ながら進めていくことが重要であり、不正な行いにより国民からの信頼を損なうことがないよう、電気事業法に基づき事業者への指導・監督を徹底すること。

《経済産業省》

7 原子力損害賠償制度の見直しについて

福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。

《内閣府》《文部科学省》

V 地域振興について

1 立地地域における緊急経済・雇用対策について

原子力発電所の長期運転停止による立地地域の産業・経済の停滞に対して、国は、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地自治体の現状や意向等を踏まえ、自治体が独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実や創設など、早急に立地地域の実情に即した経済・雇用対策を実施すること。

《経済産業省》

2 電源地域振興対策の拡充について

(1) 電源三法交付金に関する事項

① 電源三法交付金については、必要な予算額を確保することはもとより、電源立地地域の振興等を目的とする制度の趣旨に鑑み、今後も立地自治体の意見を聴きつつ、地方自治体の自主的な活用が一層図られるよう、手続きの簡素化や交付要件の

緩和など弾力的かつ迅速な制度運営に努めること。特に、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間については、立地自治体による安全確認のための期間も含め、電源立地地域対策交付金における「みなし規定」の適用を継続し、これまでの立地地域の貢献や地域事情に十分配慮し、交付水準の見直しを図ること。

また、平成24年度から原子力災害対策が必要な区域が30km圏まで拡大されていることを踏まえつつ、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、原子力災害対策重点区域においても地域振興等を通じた住民理解の向上は必要と考えられることから、電源三法交付金等の対象地域を当該区域まで拡大するなど必要な見直しを図ること。

なお、改正に当たっては、既存の交付地域に対する交付水準を維持した上で、新たに必要となる財源を確保することとし、現在交付を受けている自治体の財政に影響が生じないようにすること。

- ② 電源三法交付金の制度や運用の見直しを行うに当たっては、目的や自治体への影響等について、立地自治体に対し、予め丁寧に説明を行うこと。

また、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、事業目的や立地自治体の意向等を十分に踏まえ、交付金額・期間について改めて検討・見直しを行うこと。

- ③ 原子力発電への依存度低減という国の政策転換により、立地地域の経済、雇用、財政等に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、廃止措置を円滑に進めていくに当たって、国策に協力してきた立地地域が持続的に維持・発展できるよう、電源三法交付金等については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えて制度の充実を図るとともに、国が特別立法等により新産業の創出・企業誘致等について必要な政策措置を講ずること。

特に、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、廃止措置期間中の立地自治体の財政に影響を及ぼすことがないよう、交付金額・期間に十分配慮すること。

また、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金については、国が責任を持って必要な予算額を確保すること。

- ④ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金については、原子力発電施設等周辺地域への企業誘致や経営の安定化を促し、地域経済及び雇用の安定を図る上で重要な制度であることから、立地自治体と十分協議した上で、算定単価の復元や地域の実情に即した電力上限の引上げなど、現行制度を見直すとともに、現下の

状況に鑑み、そのために必要となる適正な予算額を国が責任を持って確保し、所要額を交付すること。

- ⑤ 広報・調査等交付金については、原子力発電施設等の設置・運転から撤去完了に至るまで、広報・調査等の活動が必要であることを踏まえ、立地自治体が事業を継続・拡充して行えるよう関係自治体の意見を聴いた上で、必要な予算額を確保するとともに、撤去完了までを交付期間とすること。

(2) 税制を含む総合的な地域振興施策に関する事項

電源地域の自立的、持続的発展を図るため、以下のとおり税制を含む総合的な地域振興施策を実施すること。

- ① 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき決定された「振興計画」に基づく事業については、達成に向け所要の措置を講ずるとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げなど、特別措置の充実・強化を図ること。
- ② 電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税については、令和2年度税制改正において、小売全面自由化、送配電部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、収入金額課税については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している原子力発電所を始めとする大規模発電施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すること。

《内閣官房》《内閣府》《総務省》《財務省》《文部科学省》《厚生労働省》
《農林水産省》《経済産業省》《国土交通省》《環境省》